

平成25年 3月25日 招集

平成25年門真市教育委員会第3回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会  
 平成25年3月25日（月）午後3時  
 第2別館（教育委員会）3階 第1会議室

日 程	事件番号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第5号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の制定について	1
第4	議案第6号	門真市教育委員会請願処理規則の一部改正について	8
第5	議案第7号	門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部改正について	10
第6	議案第8号	門真市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について	13
第7	議案第9号	門真市教育委員会公印規則の一部改正について	15
第8	議案第10号	平成25年度門真市教育の重点について	19
第9	議案第11号	門真市新体育館建設基本計画の策定について	20
第10	議案第12号	門真市生涯学習複合施設建設基本計画の策定について	21
第11		諸報告	22

## 議案第5号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会  
規則の制定について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

### 提案理由

法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の施行に関し必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

## 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 条例別表2の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱又は任命)

**第3条** 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

**第4条** 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会及び門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会においては、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

**第7条** 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 門真市幼児教育振興検討委員会規則（昭和58年門真市教育委員会規則第8号）

(2) 門真市学校適正配置審議会規則（平成10年門真市教育委員会規則第4号）

(3) 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成13年門真市教育委員会規則第1号）

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項に掲げる規則の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者は、それぞれこの規則の規定により委員として引き続き在任するものとし、その任期は、別表の任期の欄に掲げる任期にかかわらず、前項の規則の規定に基づく委員としての残任期間とする。

4 この規則の施行の際現に附則第2項に掲げる規則の規定により定められた会長等

又は副会長等である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第4条第1項の規定により会長等又は副会長等として定められた者とみなす。

別表（第2条関係）

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市学校適正配置審議会	会長 副会長	20人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市民の代表 (3) 学校関係者	2年	学校教育 部教育 総務 課
門真市教育委員会点検・評価検討委員会	委員長 副委員長	15人 以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該報告書の作成を終了する時まで	学校教育 部教育 総務 課
門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	6人 以内	(1) 学識経験者 (2) 門真市立学校長 (3) 本市の職員	1年	学校教育 部学校 教育 課
門真市幼児教育振興検討委員会	委員長 副委員長	15人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係者の代表 (3) 市民の代表	2年	学校教育 部学校 教育 課
門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	委員長 副委員長	7人 以内	(1) 門真市立義務教育諸学校の校長 (2) 関係者の代表 (3) 本市の職員	1年	学校教育 部学校 教育 課

門真市子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	生涯学習部地域教育文化課
門真市生涯学習推進基本計画策定委員会	委員長 副委員長	10人 以内	(1) 学識経験者 (2) 文化団体を代表する者 (3) 体育団体を代表する者 (4) 門真市立図書館協議会を代表する者 (5) 門真市公民館運営審議会を代表する者 (6) 門真市社会教育委員を代表する者 (7) 門真市スポーツ推進委員を代表する者	委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	生涯学習部地域教育文化課
門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	7人 以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	2年	生涯学習部地域教育文化課
門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会	委員長 副委員長	8人 以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	2年	生涯学習部地域教育文化課
(仮称) 門真市立総合	委員長 副委員長	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	委嘱又は任命の日	生涯学習部ス

体育館設計 業務委託事 業者選定委 員会	長			から当該 委託事業 者の選定 を終了す る時まで	ポーツ 振興課
-------------------------------	---	--	--	--------------------------------------	------------

## 議案第6号

### 門真市教育委員会請願処理規則の一部改正について

門真市教育委員会請願処理規則の一部改正をするにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

### 提案理由

門真市教育委員会に対して請願等をしようとする者が提出する請願書等の記載内容等を変更するにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会請願処理規則（昭和54年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請願書等の提出)</p> <p><b>第2条</b> 委員会に対して請願等をしようとする者(以下「<u>請願者</u>」という。)は、次に掲げる事項を記した書面(以下「<u>請願書等</u>」という。)に記名押印し、又は署名して、これを門真市教育委員会教育長(以下「<u>教育長</u>」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>請願者</u>の住所及び氏名(法人<u>その他の団体</u>にあつては、その名称、<u>所在地</u>及び代表者の氏名)</p> <p>2 <u>請願者は、当該請願者が複数であるときは、当該請願者のうち代表者となる請願者1名の氏名及び住所を明らかにしなければならない。</u></p>	<p>(請願書等の提出)</p> <p><b>第2条</b> 委員会に対して請願等をしようとする者_____は、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記した書面(以下「<u>請願書等</u>」という。) _____を門真市教育委員会教育長(以下「<u>教育長</u>」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>請願等を行う者</u>の住所及び氏名(法人<u>にあつては、その名称及び所在地</u>_____)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第7号

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部改正について

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

### 提案理由

門真市立門真市民プラザの管理を指定管理者に行わせること等に伴い、門真市立生涯学習センター長、門真市立青少年活動センター長、門真市立門真市民プラザ体育館長及び門真市立運動広場長を廃止するにつき、本案を提出するものである。

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<b>別表第1（第2条、第3条関係）</b>			<b>別表第1（第2条、第3条関係）</b>		
教育機関名	所属部課等	長	教育機関名	所属部課等	長
） 略			） 略		
門真市立歴史資料館	略	略	門真市立歴史資料館	略	
門真市立生涯学習センター			生涯学習部地域教育文化課	センター長	
			門真市立青少年活動センター	生涯学習部地域教育文化課	センター長
門真市立門真市民プラザ体育館			生涯学習部スポーツ振興課	館長	
門真市立旧第六中学校運動広場	略	略	門真市立旧第六中学校運動広場	略	
） 略			門真市立運動広場	生涯学習部スポーツ振興課	場長
） 略			） 略		
<b>別表第2（第4条関係）</b>			<b>別表第2（第4条関係）</b>		
教育機関名	分掌事務		教育機関名	分掌事務	
） 略			） 略		
門真市立歴史資料館	略		門真市立歴史資料館	略	
門真市立生涯学習センター			(1) <u>生涯学習についての情報の収集及び提供に関すること。</u>		
			(2) <u>センターの使用許可事務に関すること。</u>		
門真市立青少年活動センター			(1) <u>青少年の健全育成活動に関すること。</u>		
	(2) <u>センターの使用許可事務に関すること。</u>				
	(3) <u>青少年の各種サークル活動の育成及び指導に関すること。</u>				
門真市立門真市民プラザ体育館	略		門真市立門真市民プラザ体育館	(1) <u>各種スポーツ教室等の開</u>	

改正後		改正前	
		真市民プラ ザ体育館	設に関すること。 (2) <u>市民のスポーツ及びレク リエーションに関するこ と。</u> (3) <u>門真市立門真市民プラザ 体育館及び門真市立門真市 民プラザグラウンドの使用 許可事務に関すること。</u>
門真市立旧 第六中学校 運動広場	略	門真市立旧 第六中学校 運動広場	略
	略	門真市立運 動広場	(1) <u>市民のスポーツ及びレク リエーションに関するこ と。</u> (2) <u>門真市立運動広場の使用 許可事務に関すること。</u> 略
備考 略		備考 略	

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 議案第 8 号

### 門真市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について

門真市教育委員会事務局事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年 3 月 25 日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

### 提案理由

門真市立門真市民プラザの管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

## 門真市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する規程

門真市教育委員会事務局事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則 3 <u>当分の間、地域教育文化課長は、その所管に属する専決事項のうち、あらかじめ生涯学習部長の承認を得て門真市立生涯学習センターの事務の一部を指定してセンター長に専決させることができる。</u>

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 議案第9号

### 門真市教育委員会公印規則の一部改正について

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

### 提案理由

門真市立門真市民プラザの管理を指定管理者に行わせることに伴い、門真市立生涯学習センター及び門真市立門真市民プラザグラウンド・体育館に係る公印の廃止を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
(公印台帳)							(公印台帳)								
第4条 学校教育部教育総務課長は、公印台帳（様式第1号）を整備し、 <u>全ての</u> 公印を登録しなければならない。							第4条 学校教育部教育総務課長は、公印台帳（様式第1号）を整備し、 <u>すべての</u> 公印を登録しなければならない。								
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）								
番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者	番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者
略							略								
2   3								2   4	大阪府門	て	方24	つげ	1		
									真市教育	ん					
									委員会印	書					
									門真市立	及					
									生涯学習	び					
									センター	れ					
									使用許可	い					
									書用	書					
									大阪府門	て	方24	つげ	1		
									真市教育	ん					
									委員会印	書					
									門真市立	及					
									門真市民	及					
									プラザグ	び					
									ラウン	れ					
									ド・体育	い					
									館使用許	書					
									可書用	書					
略							略								
							7								

改正後		改正前																															
7   3	略	3	略																														
7   4	略	7   4	<table border="1"> <tr> <td>大阪府門</td> <td>て</td> <td></td> <td></td> <td>生涯学習</td> <td>生涯</td> </tr> <tr> <td>真市立生</td> <td>涯学</td> <td>方18</td> <td>つげ</td> <td>センター</td> <td>学習</td> </tr> <tr> <td>涯学習セ</td> <td>ンター</td> <td></td> <td>1</td> <td>長名をも</td> <td>セン</td> </tr> <tr> <td>ンター長</td> <td>書</td> <td></td> <td></td> <td>つてする</td> <td>ター</td> </tr> <tr> <td>之印</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>文書用</td> <td>長</td> </tr> </table>	大阪府門	て			生涯学習	生涯	真市立生	涯学	方18	つげ	センター	学習	涯学習セ	ンター		1	長名をも	セン	ンター長	書			つてする	ター	之印				文書用	長
大阪府門	て			生涯学習	生涯																												
真市立生	涯学	方18	つげ	センター	学習																												
涯学習セ	ンター		1	長名をも	セン																												
ンター長	書			つてする	ター																												
之印				文書用	長																												
	略	7   5	略																														
	略		略																														

別表第2 (第3条関係)

番号	印影 (ひな形)	名称
	略	
2   3	略	
	略	
7		

別表第2 (第3条関係)

番号	印影 (ひな形)	名称
	略	
2   3	略	
2   4		大阪府門真市教育委員会印門真市立生涯学習センター使用許可書用
2   5		大阪府門真市教育委員会印門真市民プラザグラウンド・体育館使用許可書用
	略	
7   3	略	

改正後		改正前								
 3	略	7   4	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">長 習 之 印</td> <td style="text-align: center;">市 立 生 涯 学</td> <td style="text-align: center;">大 阪 府 門 真</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">大 阪 府 門 真</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市 立 生 涯 学</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">習 セ ン タ ー</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長 之 印</td> </tr> </table>	長 習 之 印	市 立 生 涯 学	大 阪 府 門 真	大 阪 府 門 真	市 立 生 涯 学	習 セ ン タ ー	長 之 印
長 習 之 印	市 立 生 涯 学	大 阪 府 門 真								
大 阪 府 門 真										
市 立 生 涯 学										
習 セ ン タ ー										
長 之 印										
7   4	略	7   5	略							
> 略		> 略								

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 議案第10号

### 平成25年度門真市教育の重点について

平成25年度門真市教育の重点を次のとおり定めるにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年 3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

### 提案理由

平成25年度における門真市の学校教育及び生涯学習に関する一般方針を定めるにつき、本案を提出するものである。

議案第11号

門真市新体育館建設基本計画の策定について

門真市新体育館建設基本計画を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

## 議案第12号

### 門真市生涯学習複合施設建設基本計画の策定について

門真市生涯学習複合施設建設基本計画を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年 3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	大学連携の締結について	山教育総務課長
2	「第2回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について	脊戸地域教育文化課長
3	門真市生涯学習推進基本計画のアンケート調査結果について	脊戸地域教育文化課長
4	門真市心臓検診委員会設置要綱の全部改正について	山教育総務課長